

福岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分取消等請求事件(以下「第1事件」という。)、平成●●年(〇〇)第●●号 市民税・県民税更正処分等取消請求事件(以下「第2事件」という。)

国側当事者・国(中津税務署長)ほか  
平成30年3月14日棄却・控訴

判 決

第1事件原告兼第2事件原告	甲 (以下「原告」という。)
同訴訟代理人弁護士	土谷 明
第1事件被告	国 (以下「被告国」という。)
同代表者法務大臣 処分行政庁	上川 陽子 中津税務署長 松井 保之
同指定代理人	菊地 英理子
同	竹本 英孝
同	村上 亜紀子
同	鈴木 章義
同	溝口 英治
同	藤田 正和
同	鶴田 貴志
同	東川 政治
同	松高 慶子
同	岩下 良一
第2事件被告	中津市 (以下「被告中津市」という。)
上記代表者兼処分行政庁	中津市長 新貝 正勝
同訴訟代理人弁護士	神本 博志

主 文

- 1 原告の第1事件主位的請求、同事件予備的請求及び第2事件請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告国に対する請求(第1事件)

(1) 主位的請求

中津税務署長が原告に対し平成24年11月28日付けでした平成21年分の所得税決定及び同加算税の賦課決定を取り消す。

(2) 予備的請求

ア 中津税務署長が原告に対し平成24年11月28日付けでした平成21年分の所得税決定のうち所得金額4700万円及び納付税額693万8795円を超える部分を取り消す。

イ 中津税務署長が原告に対し平成24年11月28日付けでした平成21年分の所得税の加算税の賦課決定を取り消す。

ウ 被告国は、原告に対し、299万3900円を支払え。

2 被告中津市に対する請求（第2事件）

中津市長が原告に対し平成24年12月14日付けでした平成22年度分の市・県民税の更正処分を取り消す。

第2 事案の概要等

第1事件は、中津税務所長が、原告が株式会社A（以下「A」という。）に対し株式会社B（以下「B」という。）の株式350株（以下「本件株式」という。）を3億円で譲渡（以下「本件株式譲渡」という。）したと認定し、同譲渡代金から本件株式の取得に要した費用3500万円を控除した2億6500万円が譲渡所得に当たると認定する等して原告の平成21年分の所得税の決定処分（以下「本件所得税決定処分」という。）及び無申告加算税の賦課決定処分（以下「本件加算税決定処分」という。以下、本件所得税決定処分と併せて「本件各処分」という。）を行ったところ、原告が、主位的に、本件株式譲渡の事実はないとして、本件各処分の取消しを求め、予備的に、本件株式譲渡が認められるとしても、譲渡に要した費用として2億5300万円を控除した4700万円が譲渡所得に当たると主張して、本件所得税決定処分のうち譲渡所得の金額4700万円及び納付すべき税額693万8795円を超える部分の取消しを求めるとともに、本件株式譲渡及びこれに関連するBの株式の仲介を行った乙（以下「乙」という。）が同株式譲渡に関する仲介手数料について納付した税額1402万円は、本来原告が取得すべき金員であるとして、被告国に対し、民法703条に基づき、1402万円のうち299万3900円の支払を求める事案である。

第2事件は、原告が、中津市長が、本件各処分にに基づき行った原告の平成22年度分の市・県民税の更正処分（以下「本件更正処分」という。）の取消しを求める事案である。

1 法令の定め

別紙1「法令の定め」記載のとおり。

2 前提事実（争いがない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、社団法人C理事、社団法人D座長及び有限会社Eの代表を務めた者であり、平成17年9月、株式会社F（以下「F」という。）に入社し、平成19年1月、同社の会社分割により設立されたBに転職した。なお、原告は、平成21年11月頃、Bを退職した（甲25（11頁）、37（20頁））。

イ Bは、平成18年12月●日、Fから会社分割し、産業廃棄物等の収集、運搬、処理及び処分業務等を目的として設立された法人である。同社の設立当時の商号は株式会社Gであったが、平成19年1月25日、株式会社Bに商号変更し、平成21年9月17日、株

株式会社Hへ商号変更をした（以下、商号変更の前後を問わず「B」という。）。

同社は、株式譲渡に際して取締役会の承認が必要な非公開会社であったが、平成23年10月28日、株主総会の承認が必要とする変更がされた。

平成21年5月27日、同社の当時の代表取締役が辞任し、Fの代表取締役である丙（以下「丙」という。）が、同日、代表取締役に就任した。丙は、平成21年9月7日、辞任し、同日、Aの代表取締役である丁（以下「丁」という。）が、代表取締役に就任したが、平成23年11月4日、退任した。

- (2) Bの取締役会は、平成21年8月20日、株式会社I（以下「I」という。）がBの株式600株を、原告が同社の株式350株を、それぞれAに対し譲渡（原告のAに対する譲渡が本件株式譲渡である。以下、本件株式譲渡とIのAに対する譲渡と併せて「本件譲渡」という。）することを承認した（併合前の第1事件における乙6の1（以下、併合前の第1事件における乙1ないし9について、乙〇1ないし9と表記する。））。
- (3) 中津税務署長は、熊本国税局長の調査結果に基づき、平成24年11月28日付けで、別紙2「本件各処分及び本件更正処分の根拠」（以下「別紙2」という。）の1及び2記載のとおり、原告に対し、給与所得として150万円及び本件株式譲渡による譲渡所得として2億6500万円を認め、納付すべき税額を3960万1800円、無申告加算税を789万5000円とする本件各処分を行った。
- (4) 中津市長は、平成24年12月14日、別紙2の3記載のとおり、原告に対し、市・県民税の徴収税額を1322万5500円増額する更正処分（本件更正処分）を行った。
- (5) 原告は、平成24年12月25日、中津市長に対し、本件更正処分に対する異議申立てをしたが、平成25年4月23日、中津市長により同異議申立てを棄却する旨の決定がなされた。
- (6) 原告は、本件各処分を不服として、平成25年1月17日付けで熊本国税局長に対し、異議申立てをしたところ、同国税局長は、同年4月2日付けで、同申立てを棄却する旨の決定をした。
- (7) 原告は、前記異議申立てを棄却する決定を不服として、平成25年4月20日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたところ、同審判所長は、平成26年3月25日付けで、同請求を棄却する旨の裁決をした。
- (8) 原告は、平成25年10月3日、第2事件の訴えを提起し、平成26年6月23日、第1事件の訴えを提起した。
- (9) なお、乙は、平成24年4月6日、灘税務署長に対し、雑収入として本件譲渡に係る2億6500万円から、必要経費としてJ株式会社（以下「J」という。）に対する支払手数料1億円及び100万円、株式会社K（以下「K」という。）に対する支払手数料9500万円及び300万円、旅費交通費373万2500円、雑費4700万円の合計2億4873万2500円を差し引いた雑所得として1526万7500円、申告納税額を299万3900円とする期限後申告をした。

乙は、平成25年11月12日、不動産収入202万6157円、雑収入2億1800万円、不動産所得31万3158円、雑所得4326万7500円、申告納税額を1402万円とする修正申告をした（甲19）。

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 原告は本件株式譲渡をしたか否か（争点1）

（被告国の主張）

以下のとおり、原告が本件株式の権利者として、Aにこれを譲渡した。

ア 原告が本件株式の権利者であること

以下の事実から明らかなおと、原告は、本件株式の権利者であった。

(ア) Bは、平成21年4月15日に開催した臨時株主総会において、同社の募集株式350株について、原告が募集株式の申し込みをすることを条件に割り当てる決議をし、原告はこれを受けて、同月16日付けで同社の募集株式350株の引受けの申し込みをし、その後、Bが、同月20日に開催した取締役会において、原告に対し、同社の募集株式を割り当てることを決議した。そして、原告は、平成21年4月28日、Bに対し、同社名義の預金口座に、3500万円を振り込んだ。

平成21年3月11日、生命保険給付金4649万3080円（以下「本件保険金」という。）が原告の預金口座に振り込まれ、同月12日、同預金口座から4600万円が引き落とされたことからすると、原告が同金員を前記払込みに用いた可能性が高い。

(イ) Bの平成21年2月1日から同年8月26日までの事業年度に係る法人税確定申告書の別表2には、同社の発行済株式総数950株のうち350株を原告が保有している旨記載されている。

イ 原告が本件株式譲渡の対価として合計3億円の小切手を受領したこと

以下の事実から明らかなおと、原告は、本件株式譲渡の対価（以下「本件株式譲渡代金」という。）として、平成21年9月7日、1億円の小切手（以下「本件小切手1」という。）及び2億円の小切手（以下「本件小切手2」といい、本件小切手1と併せて「本件各小切手」という。）を受領した。

(ア) Bの平成21年8月20日付け取締役会において、本件株式の譲渡人を原告、譲受人をAとする株式譲渡を承認する旨の決議がされた。

(イ) 原告は、平成21年8月29日付けで、原告がAに対し本件株式を譲渡する旨の株式譲渡契約書（以下「本件株式譲渡契約書」という。）に署名押印した。

(ウ) 原告は、平成21年9月7日、本件株式譲渡の対価である本件各小切手がコピーされた領収書（以下「本件領収書」という。）に署名押印した。

(エ) Bの平成21年8月27日から平成22年8月20日までの事業年度に係る法人税確定申告書の別表2においては、原告が同社の株式を保有する旨の記載がない。

ウ 原告が本件各小切手の小切手金を費消したこと

本件小切手2の小切手金うち1億0436万5000円は、乙が代表取締役を務める株式会社L名義の預金口座（以下「本件口座」という。）に入金されたところ、原告は、同口座の通帳やキャッシュカードを所持しており、自由にこれを出金できる状態にあった。

また、同口座は、平成21年9月8日に開設されたものの、原告は、同年10月8日には、同口座の住所を原告の戸籍附票に記載された原告の住所地に、連絡先の電話番号を原告所有の携帯電話番号に変更した。そして、原告は、同口座から出金した金銭を、自己の用途に費消した。

エ (ア) 原告は、本件保険金は、Bに対し貸し付けたものであり、本件株式の払込みは乙から借りた金員で支払った旨主張するが、Bの総勘定元帳（勘定科目名「短期借入金」、

口座名「甲」)には原告が主張する貸付金に関する記載はない。

(イ)原告は、本件株式譲渡契約書をよく読まないまま署名押印したものであり、また、平成21年9月7日、丁に脅され、白紙に署名押印したことはあるものの、本件領収書に署名押印したことはない旨主張するが、同契約書は単純な体裁であり、原告の職務経験に照らせば、原告の主張は不自然である。

(ウ)原告は、本件小切手1は戊及びMに交付され、本件小切手2に係る小切手金は本件口座に入金され、原告はそのうち4700万円を使用したにすぎない旨主張するが、原告は、本件口座から4700万円以上の金員を引き落とししており、これを返済したことは認められず、また、本件株式譲渡代金全額を自由に使用していなかったとしても、それは同代金を受領した後の事情にすぎない。

(原告の主張)

ア 以下のとおり、原告は、本件株式の権利者ではない。

(ア)丙が本件株式発行後、原告に対し、本件株式を丙名義に変更させようとしたことから明らかなどおり、本件株式は、Bの取締役であった丙の承諾なく行われたものであり、無効である。

(イ)仮に、本件株式が有効に発行されたものであったとしても、原告は、乙の指示により本件株式の名義人になったにすぎず、本件株式の払込みに必要な3500万円は、乙から借りたものである。

(ウ)被告国は、原告が、本件保険金を原資として、本件株式の払込金を支払った旨主張するが、原告は、平成21年3月11日、本件保険金4649万3080円を原資として、同月12日、Bに対し、4600万円を貸し付け、従前の貸付金と併せて4700万円(以下、この金員を「本件貸付金」という。)を返還することを合意した(以下「本件貸付け」という。)のであり、本件保険金は、本件株式の払込金の原資ではない。

イ 本件株式譲渡契約書について

原告は、平成21年8月29日頃、丁から、本件株式譲渡契約書を示され、「この書類に署名して貰えないと、取引ができない。そうすると、4700万円の回収もできなくなる。」と言われ、内容も確認しないまま、署名押印させられた。

ウ 原告は、本件各小切手を受領していないこと

(ア)原告は、乙に対し、本件貸付金の回収を相談したところ、乙は、その方法として、乙が仲介して、Bの全株式をAに取得させ(以下、これに係る譲渡を併せて「本件譲渡」という。)、これによって得られる金員の一部を本件貸付金回収の原資に当てることとした。そこで、原告も、本件貸付金の回収を目的として、本件株式譲渡に関わることとした。

(イ)乙は、平成21年8月19日、Iの交渉担当者との間で交渉し、本件譲渡によりIがAから受領する15億円のうち3億円を受領する内容で合意した。

(ウ)乙は、平成21年9月7日、本件各小切手を受領した。原告は、同日、丁から依頼され、白紙に署名押印したことはあるものの、本件領収書に署名押印したことはない。本件領収書の署名押印は、通常であれば右寄りにされるものが左に寄っていることからすると、本件領収書が偽造されたことは明らかである。

エ 原告は、昔の債権者から取立てを受け国税の滞納がある等して、自身の名義の預金口座

を利用できなかったため、乙に本件貸付金の返済金4700万円を保管してもらうこととなったが、最終的には、本件口座から2410万2835円を出金し、乙から2290万円を現金で受領し、本件貸付金の返済を受けた。原告は、本件口座から本件貸付金を超える金銭を出金したが、現金で返済した。

オ 被告国は、原告が本件株式を3億円で譲渡した旨主張するが、これによると、本件株式譲渡では原告がAに対し、Bの株式350株を3億円で売却した一方、IはAに対し、Bの株式650株を6500万円で売却したことになり、一株当たりの売買代金があまりにも異なり、不自然である。

## (2) 譲渡に要する費用の該当性 (争点2)

### (被告国の主張)

譲渡に要する費用とは、当該資産の譲渡を実現するために直接かつ通常必要な費用に限定され、具体的には当該資産の登記費用、仲介手数料など譲渡に直接要する費用の他、資産の譲渡価額を増加するために要した費用等も含まれる。そして、譲渡に要する費用に該当するか否かは、納税者の主観的な意図及び目的のみによって判断するのではなく、その費用が支出された具体的態様、費用及びその対価の性質・内容並びに納税者と支出の相手方との関係等諸般の事情から客観的・実質的にみてその費用が当該資産の譲渡を実現するために直接かつ通常必要な費用といえるかどうかを判断すべきである。

原告は、乙に対し、本件株式譲渡の仲介手数料として2億5300万円を支払った旨主張するが、原告は、本件口座に入金された1億0436万5000円を自由に費消できる状態にあり、2億5300万円を支払ったこと自体認められない。

原告の主張する2億5300万円の支払内容も曖昧かつ抽象的で、その必要性が具体的に明らかにされておらず、譲渡に要する費用に該当しない。また、暴力団関係者等に支払った金員は、譲渡に要する費用に該当しない。

### (原告の主張)

ア 原告は、本件貸付金4700万円の回収のため、乙に相談し、本件譲渡の仲介を依頼した。本件各小切手に係る小切手金のうち、2億5300万円は、以下のとおり、乙が本件譲渡のために支出した費用や同人の仲介手数料であり、そのうち、本件株式(全950株のうち350株)に相当する分(9321万円)は、本件株式譲渡に要した費用に当たる。

- (ア) Jに対する支払手数料 1億円
- (イ) Jに対する支払手数料 100万円
- (ウ) Kに対する支払手数料 9500万円
- (エ) Kに対する手数料 300万円
- (オ) 旅費交通費 373万2500円
- (カ) 原告名義の増資資金 3500万円
- (キ) 乙の仲介手数料 1526万7500円

イ 乙は、灘税務署長に対し、平成24年4月6日、収入金額として2億6500万円から前記(ア)ないし(オ)及び原告に支払った4700万円を必要経費として控除した1526万7500円を期限後申告した。

このように、前記(ア)ないし(オ)は、乙の期限後申告において、必要経費として認められており、雑所得における必要経費と譲渡所得における譲渡費用は同内容と解すべき

であるにもかかわらず、原告との関係において、譲渡費用と解さないことは、憲法14条に違反する。

(3) 信義則、平等原則違反の有無 (争点3)

(原告の主張)

Iは、Aに対し、Bの株式600株を6000万円で売却しており、本件株式譲渡がBの350株を3億円で売却したことに比して著しく不合理であって、係る事実を無視して、原告のみに対し、本件株式譲渡につき課税するのは信義則(民法1条1項)、法の下での平等(憲法14条1項)に反し、違法、違憲である。

(被告国の主張)

IとAとの間の株式の譲渡と、原告とAとの間の本件株式の譲渡については、それぞれ別個の独立した取引であるから、原告の本件株式の譲渡やそれを基礎とする課税関係に直ちに影響するものではない。

(4) 「正当な理由」(国税通則法66条1項ただし書)の有無 (争点4)

(原告の主張)

原告はBに対する本件貸付金を回収しただけであって、本件株式譲渡をした認識がなかった。現に、原告は4700万円しか受領していないのであって、前記認識に過失はなく、期限内申告をしなかったことについて国税通則法66条1項ただし書にいう正当な理由がある。

(被告国の主張)

国税通則法66条1項ただし書にいう正当な理由とは、災害、交通・通信の途絶等の加算税を課すことが納税者にとって不当又は酷となるような真にやむを得ない事情をいうところ、本件においては、原告自身が本件株式譲渡契約書に署名押印して本件株式譲渡を行っているのであるから、原告が本件株式譲渡をした認識がないということはあり得ず、仮に本件株式譲渡がないものと誤信したとしても、それは原告の主観にすぎず、期限内申告をしなかったことについて正当な理由には当たらない。

(5) 不当利得返還請求の有無 (第1事件予備的請求に関し。争点5)

(原告の主張)

乙は、平成24年4月6日、灘税務署長に対し、期限後申告を行い、平成25年11月12日、修正申告を行い、1402万円を納付した。

本件所得税決定処分は、乙の雑取得である本件譲渡の仲介手数料が原告の譲渡所得に当たるところを前提とするものであるから、前記1402万円は、本来原告が取得すべき金員であるところ、被告国がこれを利得しており、同利得には法律上の原因がない。

(被告国の主張)

本件所得税決定処分と乙の期限後申告及び修正申告は全く異なるものであって、主張自体失当である。

(6) 本件更正処分の違法性 (第2事件請求に関し。争点6)

(被告中津市の主張)

被告中津市は、地方税法、中津市税条例及び福岡県税条例に基づき、被告国の本件所得税決定処分により原告の総所得金額を計算し、本件更正処分をしたのであって、違法性はない。

(原告の主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（原告は本件株式譲渡をしたか否か）について検討する。

前記前提事実、争いがない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) ア B又はその前身である産業廃棄物処理場（以下、両者を特に区別しない。）を第三者に譲渡する話は、平成18年頃（甲37（7頁）、乙ロ30（1頁））からあり、同社に勤務していた原告がそれについて相談を受け、また、照会に対応していたことがあった（以上につき、甲25、37（6頁以下、8頁）（以下、甲25及び甲37を併せて「甲37等」ということがある。）、乙ロ30、原告本人（33頁））。

イ なお、原告は、平成20年9月頃、Bの当時の代表者に指示されて、同社に対し産業廃棄物の受け入れを求めていた乙と会った。産業廃棄物処理場が売却された場合、買主が廃棄物受入契約を破棄することもあることから、原告は、乙に対し、Bの内情や本件貸付金についても話した（甲37（6頁以下、8頁）、原告本人（33頁））。

ウ また、平成21年3月11日、原告の夫の生命保険金として本件保険金4649万3080円が原告の預金口座に振り込まれた。原告は、同月12日、上記口座から4600万円を引き出した。（以上につき、甲20）

(2) Bは、平成21年4月15日、1株10万円で350株の株式を発行することとし（甲11の2）、同月16日、原告名義で、本件株式の引受けがされ（甲11の4）、同月20日、原告に対し、新株350株（本件株式）が割り当てられ（甲11の3）、同月28日、本件株式の株式払込金3500万円が支払われた（甲11の7・8）。

(3) ア Bは、平成21年7月1日、同社の大口債権者であったI（甲23、37、原告本人20頁）との間で、Bが責任をもって、同社の株式全て（発行済み株式総数950株）を株主から取得し、これを取りまとめ、別途定める売買代金にて売り渡すこと及びBの債務は、同社の責任において返済することを合意した。

Fは、平成21年7月1日、Bが同合意に基づきIに対し負担する債務を保証した（乙ロ17）。

イ Fは、平成21年7月2日、Iとの間で、前記アでとりまとめたBの発行済み株式950株の売却代金を9億円と定めるとともに、FがBに対して有する債権を、Iに対し譲渡する旨合意した（乙ロ18、19）。

ウ なお、Bが作成した平成21年2月1日から同年8月26日までの事業年度に係る法人税確定申告書別表2「同族会社等の判定に関する明細書」には、発行済株式総数950株のうち600株をIが、350株を原告がそれぞれ保有する旨が記載されていた（乙ロ7の2）。

(4) 他方、従前からBの買収に関心を有していた（証人丁3頁）株式会社N（なお、同社は、平成25年6月1日に株式会社Oに商号変更した。以下、商号変更の前後を問わず、「O」という。）は、Bの買収を計画し、平成21年7月20日、Aに対し、Bの調査を依頼するとともに、同調査結果が当初の目的を達成し、OがBを買収する旨の結論を出した場合、Aが同社名義でBの株式の買収手続を行い、Oが買収資金をAに支払う旨合意した（乙ロ20）。

(5) 原告は、平成21年8月17日、乙とともに、Oを訪問した（乙ロ15、証人丁、証人乙、



原告本人)。

このとき、Oの交渉担当者であった丁は、同社がBを合計15億円で買収する意向であることを述べ(証人丁6頁、証人乙3頁、原告本人1頁以下)、原告は、乙をIとの交渉窓口にする旨述べた(証人丁7頁、原告本人1頁)。

(6) Bの取締役会は、平成21年8月20日、本件譲渡を承認した。

(7) ア IとAは、平成21年8月26日、IがAに対し、Iが保有するB株式600株を6000万円で売却するとともに(乙ロ21)、IのBに対する債権を11億4000万円で売却する旨を合意した(甲26の1、乙ロ22)。

イ Aは、平成21年8月26日、Pに対し、Bの発行済株式950株を3億6000万円で売却した(乙ロ23)。

Aは、平成21年8月26日、Oに対し、Bに対する債権を11億4000万円で譲渡した(乙ロ24)。

(8) ア 本件株式は、平成21年8月29日、Aに対し、3億円で売却された(乙ロ6の2)。

イ Aは平成21年9月7日、上記株式売却代金の支払のため本件小切手1(額面1億円)及び本件小切手2(額面2億円)を交付した(乙ロ6の3)。

ウ 本件小切手1は、戊(以下「戊」という。)及びM(以下「M」という。)に譲渡され、平成21年9月7日、その小切手金のうち5000万円が、戊名義の普通預金口座に、5000万円が、Mが代表取締役を務めるJの口座にそれぞれ入金された(乙ロ27)。

エ Mは、平成21年9月7日、「Bにおける諸問題は当方が責任をもって解決いたすことを約束します。」と記載のある覚書2通に署名した。

このうち1通には、「下記保証小切手をまさに受領いたしました。」「金1,000,000円」と記載があり、Mの名刺が写っており、Mが戊を紹介した手数料の領収書であった。

もう1通には、本件小切手1が写され、M及び戊の名刺が写っていた。

(以上につき、甲9の3・4、証人乙)

(9) 乙は、平成21年9月8日、同人が代表取締役を務める株式会社L名義の本件口座を開設し、本件小切手2の小切手金のうち、1億0436万5000円を本件口座に入金し、残金9563万5000円を株式会社L・Q名義の普通預金口座にそれぞれ入金した(乙ロ28の1・2、乙ロ34)。

(10) ア 原告は、平成21年9月9日、本件口座から543万円を出金し、うち66万円を原告の長男であるR(以下「R」という。)名義で、うち477万円を株式会社L名義で、それぞれ大分地方裁判所中津支部あてに不動産競売入札保証金として振り込んだ。

原告は、平成21年9月9日、本件口座から200万円を出金し、そのうち62万5000円をRの学費として、訴外の学校法人あてに振り込んだ。

(以上につき、乙ロ35の1~3・5、乙ロ36)

イ 原告は、平成21年10月8日、本件口座から1745万円を出金し、そのうち267万円をR名義で、1478万円を株式会社L名義で、それぞれ大分地方裁判所中津支部あてに不動産競売落札残金として振り込んだ(乙ロ35の7・8、乙ロ36)。

ウ 原告は、平成21年10月9日、5000万円を本件口座から株式会社S名義の普通預金口座に振り込んだ。株式会社Sは、原告が発起人となって同年9月●日に設立し、

原告が取締役を務めている会社である。

原告は、同年11月10日、株式会社Sの同口座より1302万0350円を出金し、原告名義の保険料として、送金手数料840円を差し引いた1301万9510円を訴外の生命保険会社の口座に振り込んだ。

(以上につき、乙ロ35の10～12、乙ロ31の2、乙ロ36)

エ 原告は、平成21年10月16日、本件口座から400万円を出金し、R名義で落札した住宅の改修工事費用として250万円を、訴外の建築会社の普通預金口座に振り込んだ(乙ロ30、35の16)。

オ 原告は、本件口座から、平成21年10月27日、50万円を(甲23、25、37)、同年11月5日、20万円をそれぞれ出金した(甲23)。

カ 原告は、平成21年11月27日、本件口座から前記建築会社の普通預金口座に、前記住宅の改修工事費用として、314万4873円を振り込んだ(乙ロ35の17)。

キ 原告は、平成21年12月16日から平成23年11月15日までの間に、本件口座から合計2340万2835円を出金した(甲23、乙ロ28の1)。

ク 原告は、平成21年10月8日、本件口座について、届出の住所及び電話番号を原告のものに変更した(乙ロ34)。

- (11) Bが作成した平成21年8月27日から平成22年8月20日までの事業年度に係る法人税確定申告書別表2「同族会社等の判定に関する明細書」には、発行済株式総数950株の全てをPが保有する旨が記載されていた(乙ロ7の3)。

Pは、平成23年6月30日、Oに対し、Bの株式950株を代金3億6000万円で売却した(乙ロ25)。

- 2 (1) 被告国は、本件株式の払込金は本件保険金を原資として支払われたものと考えられる等として、本件株式の権利者は原告であり、原告がAに対し本件株式を譲渡した旨主張する。

そして、①前記のとおり、本件株式が原告名義で引き受けられ、発行されたことに加え、②甲37(9頁、13頁)、証人乙(14頁、15頁)及び弁論の全趣旨によれば、本件株式が発行され、原告に割り当てられたのは、原告がBの株主として議決権を持ち、その経営者の専横を抑え、また、同社又は同経営者の債権者等に支配されないようにするためであり、乙の助言があったものの、増資の手続は原告が行ったことが認められること、③原告本人尋問の結果には、本件譲渡に伴い、原告がBを退職することとなったとする部分があり、このことからすると、原告にとっても同社の株主として議決権を有することに実質的な利害関係を有していたと考えられること等の事情からすると、本件株式の権利者は、原告であると考えられる。

- (2) これに対し、原告は、本件保険金は、平成21年3月12日の本件貸付けに当てられたのであり、本件株式の払込金は乙が支出したものであり、原告は、本件株式については、乙の指示によりその名義人になったにすぎない旨主張し、甲35、37等、証人乙の証言及び原告本人の結果には、これに沿う部分がある。

しかしながら、Bの総勘定元帳(勘定科目名「短期借入金」、口座名「甲」)(乙ロ47)には、原告が主張するような借入れに係る記載はない。同元帳の記載の信用性を否定すべき具体的な証拠もない。かえって、原告がその本人尋問において、本件貸付金は、Bから返済を受けたのではなく、乙から受領したものである旨供述しているのも、Bに対す

る本件貸付けが行われなかったことに沿うということができる。

また、本件株式の払込金が乙の支出したものであることを裏付ける的確な証拠はなく、これが原告から乙に返済されたこと等前記証拠を裏付ける具体的な事情もうかがわれない。

さらに、①証人丁の証言（５頁）に、原告は、Ｂに対し随時運営資金を貸し付けており、それが一定額になったため、貸付金を株式に変えたとする部分があることに加え、②前記のとおり、Ｂを売却する話は、平成１８年頃からあったこと（甲３７（７頁））、③甲３７（８頁）には、原告は、本件貸付けの後、乙に対し、本件貸付金の回収に相談したこと及び乙が本件株式の発行を提案した旨の記載があること並びに④前記のとおり、Ｂは、平成２１年７月１日、Ｉとの間で、Ｂの債務は同社の責任において返済することを合意したことに鑑みると、原告がいったん本件貸付けとして金員を交付したことがあったと仮定しても、それが最終的に、本件株式の払込金に当てられた可能性を否定できない（原告本人尋問の結果（１５頁）にこれを否定する旨の部分があるが、これは前記説示を覆すには足りない。）。

したがって、前記証拠から直ちに原告の前記主張を採用することはできず、ほかに、原告の前記主張を基礎付ける証拠はない。

- (3) なお、原告は、本件株式発行後、丙が原告に対し、本件株式を丙名義に変更させようとしたとして、本件株式の発行は、丙の記名捺印を無断使用し同人の承諾なく行われたものであり、無効である旨主張する。

しかしながら、Ｂの取締役会において本件株式を原告に割り当てることを承認する旨が記載された同社の取締役会議事録（甲１１の３）には、同社の取締役である丙の記名押印がされており、これが丙に無断でされたことをうかがわせるような事情は見当たらない。そして、本件株式発行後、丙が、原告に対し、本件株式を丙名義に変更させようとしたことがあったとしても、それは本件株式が有効に発行されたことを前提とするものであるといえるので、原告の主張は採用できない。したがって、本件株式の権利者は、原告であると認められる。

- 3 (1) そして、このように、原告が本件株式の権利者であったことからすると、本件株式譲渡の主体は原告であり、本件株式譲渡代金も原告に帰属すると考えられる。

- (2) これに対し、原告は、本件株式譲渡は乙が行ったものであり、原告は、本件貸付金を回収するためにこれに関与したにすぎない旨主張し、証人乙の証言及び原告本人尋問の結果にはこれに沿う部分がある。

しかしながら、前記のとおり、本件貸付けが行われたと認めるに足りる証拠はない。のみならず、証人丁の証言（８頁）によれば、乙は、手付けの期日、受渡しの日時場所、決済の期日場所等の決定をしたところ、原告本人尋問の結果（２２頁）には、自分（原告）がＩに出向きたくなかったので、乙に交渉に行くよう依頼したとする部分があり、このことに照らすと、原告の主張事實は、原告が本件株式譲渡の主体として、乙に対し、ＩやＯとの交渉を委任したと矛盾するものではないので、前記認定説示を左右するに足りない。

- (3) 原告は、丁から本件株式譲渡契約書に署名しないと、本件譲渡ができなくなり、そうになると原告も本件貸付金の回収ができなくなる旨言われ、同契約書の内容を確認することなく署名押印した旨主張し、甲３７等及び原告本人尋問の結果にはこれに沿う部分がある。

しかしながら、これらの証拠を裏付ける的確な証拠はない上、原告が株式会社の代表者や社団法人C理事等を務めた経歴を有していたこと等からすれば、本件株式譲渡契約書の内容を理解することが困難なものともいえず、原告がその内容を確認することなく理解せずに署名押印したとは考え難いので、原告の主張は採用できない。

(4) 原告は、原告は本件各小切手を受領しておらず、白紙に署名押印しただけであり、本件領収書に署名押印したことはない旨主張する。

しかしながら、証人丁の証言には、同領収書の作成経緯について、原告に対し本件各小切手を交付しようとしたところ、同人が領収書を持参していなかったため、本件各小切手のコピーを取り、同紙の冒頭に領収書と記載し、原告に署名押印させたとする部分があり、その供述内容は、同領収書の体裁と一致し、その内容も具体的かつ自然であって信用できる。

また、原告本人尋問の結果によっても、原告が署名押印をするよう強要された等の事情は認められず、原告の前記経歴に照らすと、原告がその用途を確認することなく白紙に署名押印するとは考え難い。この点に関し、原告本人尋問の結果（33頁）には、原告は、署名した白紙は、技術管理者の退任届け等に使用されると思っていたとする部分があるが、原告本人尋問の結果（12頁、33頁参照）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件譲渡後も約1か月間、Bにおいて、引継業務に当たることが予定されていたことが認められ、本件譲渡契約の締結と同時に、技術管理者の退任届け等の作成準備をしなければならない合理的な事情はうかがわれないので、採用できない。

原告は、本件領収書の原告の署名押印の位置が不自然である旨主張するが、書面の体裁として、原告の署名押印の位置が特段不自然であるとまでいうことはできないので、採用できない。

なお、証人乙の証言（5頁、20頁、30頁）には、同人が本件各小切手を先に受け取ったが、丁の意向で、領収書は原告が作成することとなったとする部分があるが、証人丁の証言（13頁）には、丁は、領収書と引き換えでなければ本件各小切手を交付することはできないとする部分があり、これには一般的な合理性があるということができるとに照らすと、採用できない。

以上によれば、原告本人尋問の結果に、原告は、当初、小切手授受の場に行くつもりはなく、電話で呼び出されたとする部分があることなどを考慮してもなお、原告が、本件各小切手を受領し、本件領収書を作成したことが認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(5) 原告は、本件株式譲渡に係る代金は、乙が経営する会社の預金口座である本件口座に入金され、原告は、その中から、本件貸付金相当額の支払を受けたにすぎない旨主張する。

しかしながら、前記事実によれば、原告は、本件口座から本件貸付金を超える出金をしていることが認められる。この点に関し、原告は、本件貸付金の額を超える出金は、現金で返済した旨主張し、甲37等及び原告本人尋問の結果にはこれに沿う部分があるが、これを裏付けるに足りる的確な証拠はなく、また、原告の返済原資も明らかでない。かえって、甲9の5及び乙ロ37には、原告が、平成21年9月20日、3回に分けて、乙からBの立替金（産廃税他）等の全ての清算金として4700万円を受領したとする部分があり、本件口座からの出金によって本件貸付金の返済を受けたとする原告の主張と整合しない。また、仮に、乙が、本件株式譲渡代金の一部を原告が使用することを認めていたとし

でも、そのことから直ちに原告が本件な部式譲渡代金を受領していなかったということはいえない。したがって、原告の主張は採用できない。

(6) 原告は、IのAに対するB株式600株の売買価格は6000万円であることを照らすと、同社株式350株を3億円で売却することを内容とする本件株式譲渡を正常な株式譲渡と解することはできない旨主張する。

しかしながら、前記1(3)のとおり、Fは、Iとの間で、Bの株式950株を9億円で売買する旨合意したことや、前記のとおり、IがAに対し、Bの発行済み株式600株を譲渡するとともに、IのBに対する債権を11億4000万円で譲渡したところ、証人丁(25頁参照)及び同乙の各証言並びに弁論の全趣旨によればこれらの代金額の内訳はIが指定したものであることが認められることに照らすと、原告の主張は採用できない。

4 以上のとおり、本件株式の権利者は原告であり、原告が本件各小切手を受領し、本件小切手2の一部が入金された本件口座から出入金を繰り返したことからすると、本件株式譲渡の主体は原告であり、その代金は原告の収入であったと認められ、これを覆すに足りる証拠はない。争点1(原告は本件株式譲渡をしたか否か)に関する被告国の主張は理由がある。

5 争点2(譲渡に要する費用の該当性)について検討する。

(1) 被告国は、本件株式譲渡に要した費用は本件株式の取得費3500万円のみである旨主張し、原告は、本件株式譲渡に要した費用は2億5300万円である旨主張する。

(2) 譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを精算して課税する趣旨のものである(最高裁判所昭和●●年(〇〇)第●●号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁、最高裁判所昭和●●年(〇〇)第●●号同50年5月27日第三小法廷判決・民集29巻5号641頁参照)。しかしながら、所得税法上、抽象的に発生している資産の増加益そのものが課税の対象となっているわけではなく、原則として、資産の譲渡により実現した所得が課税の対象となっているものである。そうであるとすれば、資産の譲渡に当たって支出された費用が所得税法33条3項にいう譲渡費用に当たるかどうかは、一般的、抽象的に当該資産を譲渡するために当該費用が必要であるかどうかによって判断するのではなく、現実に行われた資産の譲渡を前提として、客観的に見てその譲渡に必要なかどうかによって判断すべきである(最高裁判所平成●●年(〇〇)第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・集民220号141頁)。

(3) 原告は、乙に対し2億5300万円を支払った旨主張するが、本件各小切手受領に係る前記経緯や原告が本件口座から本件貸付金を超える金員を出金したことに照らすと、同金員が乙に支払われたものと直ちに認めることは困難である。また、仮に、原告の主張するとおりの支払があり、それらが乙の意図によるものであったとしても、以下のとおり、本件株式の取得に要した金員以外のものが、本件株式譲渡に要する費用に該当するとまで認めることはできない。

ア 原告の主張する費用のうち、Jに対する1億0100万円の支払については、証人乙の証言に、これが暴力団対策に係る対価及び暴力団員の紹介手数料であるとする部分があるが、本件全証拠によっても、原告、乙、Bその他本件譲渡の関係者と暴力団ないし暴力団員との関係が具体的に明らかでないので、甲9の4に示された戊の肩書きや証人乙の証言(21頁以下、31頁以下等)を考慮してもなお、前記支出が本件株式譲渡に必要なであっ

たと認めるに足りない。したがって、同支払が、譲渡に要する費用に当たるものということとはできない。

イ 原告が主張する費用のうち、Kに対する9800万円の支払については、平成21年9月11日付け領収書（甲9の1・2）があるが、それにはBが同月17日に商号変更した名称である「株式会社H」との記載があり、その信用性には疑問がある。また、証人乙の証言には、この支払は産業廃棄物の前受金の整理並びに戊及びMの紹介手数料とする部分があるが、本件全証拠によっても、そのような支出が本件株式譲渡に必要であったと認めるに足りない。したがって、同支払が、譲渡に要する費用に当たるものということとはできない。

ウ 原告が乙に対する旅費交通費として主張する373万2500円の支払については、甲8にその内訳が記載されているが、本件全証拠によっても、そのような支出が本件株式譲渡に必要であったと認めるに足りない。したがって、同支払が、譲渡に要する費用に当たるものということとはできない。

エ 原告が乙に対する仲介手数料として主張する1526万7500円については、原告と乙との間で、このような仲介手数料を支払う旨の合意があったと認めるに足りる証拠はない。のみならず、乙が原告のために行った事務の詳細も具体的に明らかでなく、これに伴い支出したとされる前記アないしウの金員の必要性も明らかでない。したがって、原告が主張する乙の仲介手数料が、原告に対する課税の関係で、譲渡に要する費用に当たるといふことはできない。

オ 原告は、本件譲渡の費用が2億5300万円であり、そのうち本件株式350株に対応する部分9321万円が本件株式譲渡に要した費用に当たる旨主張するが、その具体的な内訳は明らかでなく、本件全証拠によっても、そのような支出が必要であったと認めるに足りない。したがって、同支払が、譲渡に要する費用に当たるものということとはできない。

(4) なお、原告は、乙が3億円を雑所得として期限後申告した際、前記記載の費用を必要経費等として申告しており、原告の譲渡所得に対する関係で前記費用が譲渡費用として認められないのは、憲法14条に違反する旨主張する。

しかしながら、中津税務署長による本件各処分の内容が、第三者である乙が行った期限後申告の内容によって左右されるべき理由は見出せないので、原告の主張は採用できない。

#### 6 争点3（信義則、平等原則違反の有無）について

原告はIのAに対するB株式600株の売買価格は6000万円であることは、本件株式譲渡がBの350株を3億円で売却したことと比して著しく不合理であって、このような事実を無視して、原告のみに対し、本件株式譲渡につき課税するのは信義則（民法1条1項）、法の下の平等（憲法14条1項）に反し、違法、違憲である旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、IがAに対し、Bの発行済み株式600株を譲渡するとともに、IのBに対する債権を11億4000万円で譲渡したことを考慮すると、原告の主張は採用できない。

#### 7 争点4（「正当な理由」（国税通則法66条1項）の有無）について

(1) 原告は、本件譲渡を通じて、Bに対する本件貸付金を回収することを意図しただけであり、自分が本件株式譲渡をしたという認識はなく、しかも、本件株式譲渡代金のうち4700万円しか受領していないことからすると、このような認識をしたことに過失があるといえない

ので、国税通則法66条1項ただし書にいう正当な理由がある旨主張する。

(2) 無申告加算税が、申告納税方式による国税に係る申告の適正を担保するため、行政上の制裁の一環として課されるものであることからすると、同ただし書にいう正当な理由とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に無申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解される(最高裁判所平成●●年(〇〇)第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁参照)。

(3) これを本件について見ると、前記のとおり、本件株式が原告名義で引き受けられ、本件株式譲渡契約書及び本件領収書にも原告の署名押印があることからすると、原告の主張する事情を考慮しても、原告が本件株式譲渡代金を自分の所得として申告することに特段の支障があったということとはできず、期限内申告書の提出がなかったことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があったと認めることはできない。

したがって、原告の主張は採用できない。

#### 8 争点5(不当利得返還請求権の有無)について

原告は、本件所得税決定処分は、乙の修正申告で雑取得として申告された本件譲渡の仲介手数料が原告の譲渡所得に当たることを前提としているとして、乙が修正申告に基づいて納付した1402万円は、本来原告が取得すべき金員である旨主張する。

しかしながら、乙がその申告に基づいて納付した租税を、原告が取得すべき法的理由はないので、原告の主張は採用できない。

#### 9 争点6(本件更正処分の違法性)について

前記認定説示によれば、被告中津市が被告国の本件所得税決定処分により総所得金額を計算したことは適法であると認められる。

#### 10 まとめ

以上を前提に税額を計算すると、別紙2記載のとおりとなるから、本件各処分及び本件更正処分は適法である。

#### 11 結論

よって、原告の第1事件主位的請求、同事件予備的請求及び第2事件請求はいずれも理由がないから、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 倉澤 守春

裁判官 山下 隼人

裁判官 荒木 雅俊

所得税法（平成24年3月31日法律第16号による改正前のもの）

28条

(略)

3項 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

(略)

二 前項に規定する収入金額が180万円を超え360万円以下である場合 72万円と当該収入金額から180万円を控除した金額の100分の30に相当する金額との合計額

(略)

(略)

33条

1項 譲渡所得とは、資産の譲渡（略）による所得をいう。

(略)

3項 譲渡所得の金額は、次の各号に所得につき、それぞれ年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

(略)

(略)

36条

1項 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（略）とする。

(略)

租税特別措置法（平成22年3月31日法律第6号による改正前のもの。以下「措置法」という。）

2条

1項 第2章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

七 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得 それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得をいう。

(略)

37条の10

1項 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成16年1月1日以後に株式等の譲渡（略）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。第3項及び第4項において「株式等に係る譲渡



所得等」という。)については、所得税法第22条及び第89条並びに第165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得の金額(第6項第5号の規定により読み替えられた同法第72条から第87条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

(略)

6項 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(略)

三 所得税法第33条第3項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得の金額」と、「譲渡に要した費用の額」とあるのは「譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「。以下この条において「譲渡益」という。)から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「)とする」とする。

(略)

国税通則法(平成28年3月31日号外法律第15号による改正前のもの。以下「通則法」という。)

## 66条

1項 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第35条第2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に100分の15の割合(期限後申告書又は第2号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、100分の10の割合)を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後申告書の提出又は第25条(決定)の規定による決定があつた場合

二 期限後申告書の提出又は第25条の規定による決定があつた後に修正申告書の提出又は更正があつた場合

2項 前項の規定に該当する場合において、前項に規定する納付すべき税額(同項第2号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額)が50万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(略)

## 118条

(略)

3項 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1万円未満の端数があるとき、又はその税額お全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

#### 119条

1項 国税（自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の確定金額に100万円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（略）

### 地方税法

#### 24条

1項 道府県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

一 道府県内に住所を有する個人

（略）

（略）

#### 32条

1項 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2項 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定するものとする。

（略）

#### 41条

1項 個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該都府県の区域内の市町村が、当該市町村が個人の市町村民税の賦課徴収（均等割りの税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、第十七条の四の規定に基づく還付加算金、第321条第2項の規定に基づく納期前の納付に対する報奨金、第321条の1、第326条、第328条の10若しくは第328条の13の規定に基づく延滞金、第328条の11の規定に基づく過少申告加算金若しくは不申告加算金又は第328条の12の規定に基づく重加算金の計算については、道府県民税及び市町村民税の額の合算額によって当該各条の規定を適用するものとする。

（略）

#### 294条

1項 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。

一 市町村内に住所を有する個人

(略)

(略)

### 313条

1項 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

(略)

315条 市町村は、第294条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合には、次の各号に定めるところによって、その者の第313条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定するものとする。

一 その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合には、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合には、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

(略)

## 制定附則

### 35条の2

1項 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第32条第1項及び第2項並びに第35条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該道府県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第5項第3号の規定により読み替えて適用される34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

(略)

6項 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第313条第1項及び第2項並びに第314条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該市町村民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第313条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、

株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第10項第3号の規定により読み替えて適用される第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

（略）

#### 中津市税条例

##### 23条

1項 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。

一 市町村内に住所を有する個人

31条 23条1項1号又は2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3000円とする。

##### 33条

1項 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

（略）

35条 第23条1項第1号の者に対して所得割を課する場合には、次の各号に定めるところによって、その者の第33条1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

一 その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合には、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合には、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

（略）

#### 附則

##### 19条

1項 当分の間、所得割の納税義務者前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（略）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（略）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

（略）

#### 福岡県税条例（平成27年福岡県条例第30号改正前のもの）

##### 20条

1項 県民税は、第1号に掲げる者に対しては、均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては、均等割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第

6号に掲げる者に対しては、配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては、株式等譲渡所得割額によって課する。

一 県内に住所を有する個人

(略)

(略)

#### 20条の3

1項 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2項 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は施行令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和43年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。

20条の6 個人の均等割の税率は、1000円とする。

#### 20条の7の2

1項 個人の県民税の賦課徴収は、法第48条の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(略)

#### 附則

##### 12条の2

1項 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得割等については、第20条の3及び第20条の5の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めたところにより計算した金額（略）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（略）の100分の2（略）に相当する県民税の所得割を課する。（略）

(略)

以上

1 本件所得税決定処分について

(1) 所得

ア 本件株式譲渡に係る譲渡所得の金額

本件株式譲渡に係る譲渡所得の金額は、本件株式譲渡により受領した金額は3億円であるところ、措置法37条の10第6項3号に基づき、本件株式の取得に当たり要した金額である3500万円を控除した2億6500円である。

イ 給与所得

給与所得は、原告の平成21年分のBからの給与収入240万円であるところ、所得税法28条3項2号により90万円を控除した150万円である。

(2) 所得控除

所得控除の合計額は、社会保険料控除91万1363円、生命保険料控除5万円、寡婦控除27万円、扶養控除63万円及び基礎控除38万円の合計224万1363円である。

(3) 本件株式譲渡に係る課税譲渡所得の金額

本件株式譲渡に係る課税譲渡所得の金額は、前記(1)アから前記(1)イの給与所得150万円から控除すべき前記(2)の所得控除合計額224万1363円のうち引き切れない74万1363円を控除し、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた2億6425万8000円である。

(4) 納付すべき税額

納付すべき税額は、前記(3)に措置法37条の10第1項所定の税率100分の15を乗じた3963万8700円から、原告がBから支払を受けた平成21年分の給与収入240万円に係る源泉徴収税額3万6900円を控除した3960万1800円である。

2 本件加算税決定処分について

(1) 通則法66条1項により計算した金額

通則法118条3項により1万円未満を切り捨てた3960万円に、通則法66条1項に基づき100分の15を乗じた594万円である。

(2) 通則法66条2項により計算した金額

通則法66条2項により計算した金額は、前記1(4)から50万円を超える部分に相当する税額3910万円(ただし通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨てた後の額)に100分の5を乗じた195万5000円である。

(3) 合計

本件加算税決定処分の税額は、前記(1)及び(2)の合計額である789万5000円である。

3 本件更正処分について

(1) 市民税

ア 所得金額は、地方税法315条1号、中津市税条例35条1号により、所得金額は2億6650万円と認められる。

イ 控除金額の合計額は、社会保険料91万1363円、社会保険料3万5000円、扶養控除45万円、寡婦控除26万円及び基礎控除33万円の合計198万6363円である。

ウ 課税標準は、前記アから前記イを控除した2億6451万3000円（ただし、地方税法20条の4の2第1項により1000万円未満の端数を切り捨てた金額）である。

エ 所得割額は、地方税法制定附則35条の2第5項、中津市税条例附則19条1項により、市民税100分の3を乗じた793万5300円である（ただし、地方税法20条の4の2第4項により、100円未満の端数を切り捨てた金額）であり、均等割額は3000円であるから、その合計額は、793万8300円である。

(2) 県民税

ア 所得金額、控除金額及び課税標準は、前記(1)と同じ金額である。

イ 所得割額は、前記アに地方税法制定附則35条の2第1項、福岡県税条例付則12条の2第1項により県民税100分の2を乗じた529万0200円である（ただし、地方税法20条の4の2第4項により、100円未満の端数を切り捨てた金額）であり、均等割額は1500円であるから、その合計額は、529万1700円である。

以上